

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 観光振興課

許認可等の内容		栃木市観光交流館利用の承認
根拠法令等及び条項		栃木市観光交流館条例第7条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市観光交流館条例第7条及び第8条
	参考事項	栃木市観光交流館条例施行規則
	設定等年月日	令和 3年 4月20日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市観光交流館条例抜粋</p> <p>(利用承認)</p> <p>第7条 観光交流館を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により承認された事項の変更については、同項の規定を準用する。</p> <p>3 市長は、第1項の承認に必要な条件を付することができる。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が管理運営上支障があると認めるとき。</p>	